

令和2年12月15日から

※ 福井県道路交通法施行細則が一部改正されました。

二人乗り用のタンDEM自転車

で福井県内の一般道路を走行できます。



タンDEM自転車とは

複数人の乗用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車です。



※ 二人乗り用タンDEM自転車



何が変わるの？

二人乗り用のタンDEM自転車に運転者以外の者を乗車させて、一般道路を走行することができるようになります。

※ これまでは自転車専用道路でのみ走行が可能でした。



タンDEM自転車の特徴

- 普通自転車と交通ルールが異なります。
- 普通自転車と比べて、車長が長くなるため、小回りが利かないなど運転感覚が大きく異なります。
- 重量が重いためブレーキの効果が弱くなります。
- 2人でこぐため速度が出やすく注意が必要です。
- 視覚障がい者の方や脚力の弱い方でも、後部座席に同乗して走行を楽しむことができます。



走行する際の注意点

- 道路に出る前に練習しましょう。



- 声を掛け合いましょう。



自転車に乗る時はヘルメットをかぶりましょう！

福井県警察

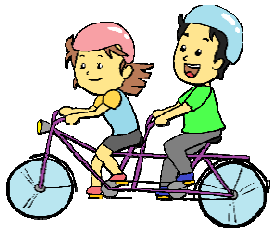
交通規制上の注意事項

普通自転車とは違います！

タンDEM自転車は、軽車両のうち自転車に区分されますが、普通自転車の大きさ、構造の基準を満たしていないため、普通自転車には該当せず、「普通自転車以外の自転車」となります。

軽車両

タンDEM自転車



犬ソリ等



リアカー・荷車



馬・牛車

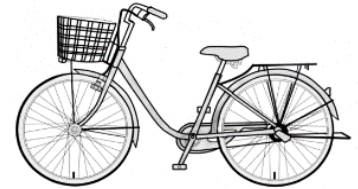


馬・牛



普通自転車

- ① 車体の大きさ
長さ：190cm以内
幅：60cm以内



- ② 車体の構造
- ・側車を付けていないこと
 - ・運転席以外の乗車装置を備えていないこと
 - ・制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること
 - ・歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと

歩道は通行できません！

歩道には、「自転車及び歩行者専用」の標識



が設置されている場合があります。

この規制標識の対象となる自転車とは普通自転車ですので、このような規制標識がある場所でも、**タンDEM自転車は歩道を通行することはできません。**

タンDEM自転車は、車道の左側を通行してください。

「自転車を除く」の補助標識は適用されません！

進入禁止



通行止め



一方通行



補助標識

などの車両に対する規制標識には

「自転車を除く」という、

補助標識が併せて設置されている場合があります。この規制標識の対象となる自転車とは普通自転車ですので、このような補助標識がある場所でも、**タンDEM自転車は規制の対象から除かれません。**

車両用の信号又は歩行者・自転車専用信号に従います！

タンDEM自転車は、歩行者用信号ではなく、
従って進行してください。

車両用信号



又は

歩行者自転車専用信号



に